平成３０年９月４日提出

今治市議会定例会（第４回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

番　号	件　　名	ページ
議案84	平成30年度　今治市一般会計補正予算（第３号）	別　冊
議案85	平成30年度　今治市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃
議案86	平成30年度　今治市水道事業会計補正予算（第１号）	〃
議案87	今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	1
	する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制	
	定について	
議案88	今治市災害派遣手当の支給に関する条例制定について	7
議案89	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	11
議案90	榎橋橋りょう架替工事（上部工）請負契約の締結について	17
議案91	常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事請負契約の変更について	19
議案92	財産の処分について（旧下田水駐車場用地）	21
議案93	権利の放棄について（愛媛県漁業信用基金協会払戻請求権）	25
議案94	平成29年度　今治市水道事業決算の認定について	27
議案95	平成29年度　今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	29
議案96	平成29年度　今治市工業用水道事業決算の認定について	31
議案97	平成29年度　今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	33
	て	

議案98	平成29年度　今治市公共下水道事業決算の認定について	35
議案99	専決処分について	37
	・平成30年度　今治市一般会計補正予算（第２号）	39
報告７	専決処分について	67
	・今治市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例措置に関	69
	する条例の一部を改正する条例制定について	
	・損害賠償額の決定及び和解について	73
	・損害賠償額の決定及び和解について	75
	・損害賠償額の決定及び和解について	77
	・損害賠償額の決定及び和解について	79
	・損害賠償額の決定及び和解について	81
	・損害賠償額の決定及び和解について	83
報告８	公営企業資金不足比率について	85

議会第４回議案第87号

今治市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、同法第９条第２項に基づく個人番号利用事務で利用する特定個人情報を改めようとするもの。

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年今治市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第２第１の項を次のように改める。

１　削除		

別表第２第３の項特定個人情報の欄中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例改正条項新旧対照表

新

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　削除		
３　市長	生活保護法による保護の決定及び	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による

旧

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　市長	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
３　市長	生活保護法による保護の決定及び	障害者関係情報

		実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）による市営住宅、今治市特定住宅条例による特定住宅、今治市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅、今治市再開発住宅条例による再開発住宅、今治市定住促進住宅条例による定住促進住宅若しくは今治市小集落改良住宅条例（平成17			実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	又は今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）による市営住宅、今治市特定住宅条例による特定住宅、今治市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅、今治市再開発住宅条例による再開発住宅、今治市定住促進住宅条例による定住促進住宅若しくは今治市小集落改良住宅条例（平成17

		年今治市条例第240号）による小集落改良住宅の管理に関する情報（以下「市営住宅等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		年今治市条例第240号）による小集落改良住宅の管理に関する情報（以下「市営住宅等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

議会第４回議案第88号

今治市災害派遣手当の支給に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めようとするもの。

今治市災害派遣手当の支給に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第３項の規定に基づき、災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当の支給）

第２条　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第１項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第１項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）を支給する。

（災害派遣手当の額）

第３条　災害派遣手当の額は、派遣職員が本市の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第１項に規定する職員に対して支給する場合にあっては災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大規模災害からの復興に関する法律第56条第１項に規定する職員に対して支給する場合にあっては大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。

（支給方法）

第４条　災害派遣手当の支給方法は、今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議会第４回議案第89号

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条中第66号を第68号とし、第59号から第65号までを２号ずつ繰り下げ、同条第58号中「第56号」を「第58号」に改め、同号を同条第60号とし、同条中第57号を第59条とし、第40号から第56号までを２号ずつ繰り下げ、同条第39号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同条第40号とし、同号の次に次の１号を加える。

(41)　特別仮設興行場等建築許可申請手数料　181,000円

第10条中第38号を第39号とし、第２号から第37号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）　建築物の敷地と道との関係の建築認定申請手数料　31,000円

第13条第１項及び第２項中「第52号から第66号」を「第54号から第68号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
（その他手数料） 第10条　第２条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、１件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。 （１）　略 （２）　建築物の敷地と道との関係の建築認定申請手数料　31,000円 （３）～(39)　略 (40)　仮設興行場等建築許可申請手数料 135,000円 (41)　特別仮設興行場等建築許可申請手数料　181,000円 (42)～(59)　略 (60)　建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第58号に定める額の２分の１とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。 (61)～(68)　略 （手数料の減免） 第13条　次の各号のいずれかに該当する場合は、第２条から第10条まで（同条第54号から第68号までを除く。）に規定する額の２分の１とする。 （１）～（２）　略	（その他手数料） 第10条　第２条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、１件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。 （１）　略 （２）～(38)　略 (39)　仮設建築物建築許可申請手数料 135,000円 (40)～(57)　略 (58)　建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明交付手数料は、第56号に定める額の２分の１とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。 (59)～(66)　略 （手数料の減免） 第13条　次の各号のいずれかに該当する場合は、第２条から第10条まで（同条第52号から第66号までを除く。）に規定する額の２分の１とする。 （１）～（２）　略

２　災害救助法（昭和22年法律第118号）を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から６月以内に建築し、又は築造する場合は、第２条から第10条まで（同条第54号から第68号までを除く。）の額は、無料とする。 ３～５　略	２　災害救助法（昭和22年法律第118号）を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から６月以内に建築し、又は築造する場合は、第２条から第10条まで（同条第52号から第66号までを除く。）の額は、無料とする。 ３～５　略

議会第４回議案第90号

榎橋橋りょう架替工事（上部工）請負契約の締結について

榎橋橋りょう架替工事（上部工）施行のため、次の請負契約を締結する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

1　契約の目的　　榎橋橋りょう架替工事（上部工）

2　契約の方法　　一般競争入札

3　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
榎橋橋りょう架替工事（上部工）	円 492,480,000	松山市南高井町758番地 榎橋橋りょう架替工事（上部工） 愛橋・いづも共同企業体 代表者 松山市南高井町758番地 株式会社愛橋 代表取締役　　二　宮　俊　彦	契約発効の日から 平成31年12月11日 まで

4　仮契約締結年月日　　平成30年８月３日

「参　考」

1　工事概要

橋梁上部工　　一式

形式　ＰＣ４径間連結ポストテンション方式バルブＴ桁橋

橋長　Ｌ＝120.00m

幅員　Ｗ＝12.00m

2　入札結果

業　者　名	入　札　金　額
愛橋・いづも共同企業体	円 492,480,000
ピーエス三菱・四国通建共同企業体	545,400,000
三井住友建設・桜井工業共同企業体	545,053,131

区　分	金　額
予定価格	円 599,222,880
調査基準価格	544,993,209

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第４回議案第91号

常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事請負契約の変更について

常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事請負契約を、次のとおり変更する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　変更しようとする工事請負契約　　常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事
（平成30年３月１日議決　議会第２回議案第11号）
（平成30年６月26日議決　議会第３回議案第83号）

２　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
常盤小学校校舎改修工事の内建家その他工事	（変更前） 円 162,000,000	今治市阿方甲221番地１ 越智昇鉄工株式会社 代表取締役　　越　智　昇　二	契約発効の日から 平成30年11月30日 まで
	（変更後） 円 162,247,000		

３　仮契約締結年月日　　平成30年７月11日

「参　考」

契約金額変更の理由

平成30年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置に伴い、契約金額を変更しようとするもの。

議会第４回議案第92号

財産の処分について（旧下田水駐車場用地）

次のとおり土地を売却する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

1　土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地　目	面　積（㎡）
今治市吉海町椋名1042番地８	雑種地	5,974.60
今治市吉海町椋名1042番地11	雑種地	1,269.88
今治市吉海町椋名1042番地16	雑種地	1,716.75
今治市吉海町椋名1042番地17	雑種地	317.94
今治市吉海町椋名1042番地20	雑種地	276.98
今治市吉海町椋名1042番地21	雑種地	17.85
今治市吉海町椋名1042番地22	雑種地	55.49
今治市吉海町椋名1042番地23	雑種地	40.93
今治市吉海町椋名1052番地２	雑種地	802.69
今治市吉海町椋名1052番地３	堤	29.53
今治市吉海町椋名1052番地８	雑種地	29.08
今治市吉海町椋名1052番地10	堤	7.09
計		10,538.81

2　売却の目的　　普通財産の処分

3　契約の方法　　一般競争入札

4　売却の相手方及び価格

今治市大西町脇甲733番地３

株式会社　村上鉄工所

代表取締役　村上　雅浩

97,000,000円

「参　　考」

《位　置　図》

凡　例

処分箇所

縮尺　1：5000

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（８）　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議会第４回議案第93号

権利の放棄について（愛媛県漁業信用基金協会払戻請求権）

次のとおり権利を放棄する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　放棄する権利

相手方への出資金 278 口 13,900,000 円のうち 90 口 4,500,000 円に係る払戻請求権

２　権利の相手方

愛媛県松山市二番町四丁目６番地２

愛媛県漁業信用基金協会

理事長　　大　城　一　郎

３　理由

相手方の財務内容を改善することで、全国漁業信用基金協会との合併を促し、その信用及び保証能力を向上させ、もって県内中小漁業者の金融の円滑化を図るため。

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（10）　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

議会第４回議案第94号

平成29年度　今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成29年度　今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

提出書類

１　平成29年度　今治市水道事業決算書
　　水道事業報告書
　　キャッシュ・フロー計算書
　　収益費用明細書
　　固定資産明細書
　　企業債明細書

２　平成29年度　今治市公営企業決算審査意見書

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条　法第30条第１項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第６項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

議会第４回議案第95号

平成29年度　今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、平成29年度　今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

（単位　円）

		未処分利益剰余金
当該年度末残高		808,460,229
議会の議決による処分額		△808,460,229
	減債積立金への積立	△301,006,355
	建設改良積立金への積立	△189,143,766
	自己資本金への組入	△318,310,108
処分後残高		（繰越利益剰余金） 0

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条　地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

２　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条　法第32条第２項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

議会第４回議案第96号

平成29年度　今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成29年度　今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

提出書類

１　平成29年度　今治市工業用水道事業決算書
　　工業用水道事業報告書
　　キャッシュ・フロー計算書
　　収益費用明細書
　　固定資産明細書

２　平成29年度　今治市公営企業決算審査意見書

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条　法第30条第１項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第６項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

議会第４回議案第97号

平成29年度　今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、平成29年度　今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

（単位　円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	54,619,437
議会の議決による処分額	△1,400,000
建設改良積立金への積立	△1,400,000
処分後残高	（繰越利益剰余金） 53,219,437

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条　地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

２　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条　法第32条第２項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その使途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

議会第４回議案第98号

平成29年度　今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成29年度　今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

提出書類

１　平成29年度　今治市公共下水道事業決算書
　　公共下水道事業報告書
　　キャッシュ・フロー計算書
　　収益費用明細書
　　固定資産明細書
　　企業債明細書

２　平成29年度　今治市公営企業決算審査意見書

「参　照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

第23条　法第30条第１項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第６項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

議会第４回議案第99号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・平成30年度　今治市一般会計補正予算（第２号）

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

２　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

３　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第21号

平成３０年度今治市一般会計補正予算（第２号）

平成３０年度今治市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，４０３，３００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３，７９８，７０９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分する。

平成30年７月31日

今治市長　菅　良二

第　1　表　歳入歳出予算補正　　歳　入

款	項
12 分担金及び負担金	
	1 分　担　金
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
16 財産収入	
	2 財産売払収入
18 繰　入　金	
	1 基金繰入金
19 繰　越　金	
	1 繰　越　金
20 諸　収　入	
	3 貸付金元利収入
21 市　　債	
	1 市　　債
歳　　入　　合　　計	

一般会計　歳　入

（単位　千円）

補正前の額	補　正　額	計
610, 802	8, 000	618, 802
27, 079	8, 000	35, 079
8, 820, 789	313, 000	9, 133, 789
7, 298, 157	133, 400	7, 431, 557
1, 484, 897	179, 600	1, 664, 497
4, 806, 543	58, 065	4, 864, 608
2, 946, 536	34, 178	2, 980, 714
1, 520, 317	23, 887	1, 544, 204
172, 213	1	172, 214
58, 306	1	58, 307
1, 011, 741	400, 000	1, 411, 741
947, 990	400, 000	1, 347, 990
2, 022, 576	45, 534	2, 068, 110
2, 022, 576	45, 534	2, 068, 110
1, 668, 165	16, 000	1, 684, 165
746, 744	16, 000	762, 744
6, 253, 200	1, 562, 700	7, 815, 900
6, 253, 200	1, 562, 700	7, 815, 900
71, 395, 409	2, 403, 300	73, 798, 709

歳　出

款	項
3 民　生　費	
	1 社会福祉費
	4 災害救助費
6 農林水産業費	
	1 農　業　費
7 商　工　費	
	1 商　工　費
9 消　防　費	
	1 消　防　費
11 災害復旧費	
	1 農林水産施設災害復旧費
	2 土木施設災害復旧費
	3 厚生労働施設災害復旧費
	4 教育施設災害復旧費
	5 その他の災害復旧費
歳　出　合　計	

（単位　千円）

補正前の額	補　正　額	計
25, 715, 218	428, 200	26, 143, 418
13, 984, 136	190, 500	14, 174, 636
5	237, 700	237, 705
2, 313, 738	20, 000	2, 333, 738
1, 628, 543	20, 000	1, 648, 543
2, 092, 679	20, 000	2, 112, 679
2, 092, 679	20, 000	2, 112, 679
3, 086, 649	416, 600	3, 503, 249
3, 086, 649	416, 600	3, 503, 249
162, 400	1, 518, 500	1, 680, 900
71, 500	694, 900	766, 400
90, 900	612, 000	702, 900
0	32, 500	32, 500
0	5, 000	5, 000
0	174, 100	174, 100
71, 395, 409	2, 403, 300	73, 798, 709

第２表　債務負担行為補正

追加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
平成30年7月豪雨災害援護資金貸付金利子補給金	平成30年度から平成41年度まで	平成30年7月豪雨により災害援護資金の貸付けを受ける者が負担すべき利子に相当する額
平成30年7月豪雨生活福祉資金貸付金利子補給金	平成30年度から平成38年度まで	平成30年7月豪雨により生活福祉資金の貸付けを受ける者が負担すべき利子に相当する額

一般会計　債務負担行為

第３表 地 方 債 補 正

１ 追 加

（単位 千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害援護資金貸付金	185,600	1 借入先 愛媛県 2 借入方法 普通貸借の方法による。 3 借入時期 平成30年度。	無利子	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、繰上償還、償還年限の短縮をすることができる。
単独災害復旧事業	1,310,500	1 借入先 財務省、その他 2 借入方法 普通貸借または債券発行の方法による。事業または財政の都合により、本議決の範囲内において起債の前借をすることができる。 3 借入時期 平成30年度。ただし、事業または財政の都合により、起債額の全部もしくは一部を翌年度に繰越し、借入することができる。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、繰上償還、償還年限の短縮または低利債に借換することができる。

2 変 更

（単位 千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助災害復旧事業	43,700	1 借入先 財務省、その他 2 借入方法 普通貸借または債券発行の方法による。 事業または財政の都合により、本議決の範囲内において起債の前借をすることができる。 3 借入時期 平成30年度。ただし、事業または財政の都合により、起債額の全部もしくは一部を翌年度に繰越し、借入することができる。	年 5.0% 以 内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、繰上償還、償還年限の短縮または低利債に借換することができる。	110,300	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括　（歳　入）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
12　分担金及び負担金	610,802	8,000	618,802
14　国庫支出金	8,820,789	313,000	9,133,789
15　県支出金	4,806,543	58,065	4,864,608
16　財産収入	172,213	1	172,214
18　繰　入　金	1,011,741	400,000	1,411,741
19　繰　越　金	2,022,576	45,534	2,068,110
20　諸　収　入	1,668,165	16,000	1,684,165
21　市　　債	6,253,200	1,562,700	7,815,900
歳　入　合　計	71,395,409	2,403,300	73,798,709

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
3 民　生　費	25,715,218	428,200	26,143,418
6 農林水産業費	2,313,738	20,000	2,333,738
7 商　工　費	2,092,679	20,000	2,112,679
9 消　防　費	3,086,649	416,600	3,503,249
11 災害復旧費	162,400	1,518,500	1,680,900
歳　出　合　計	71,395,409	2,403,300	73,798,709

（単位　千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
0	58,065	185,600	12,800	171,735
0	0	0	1,600	18,400
0	0	0	1,600	18,400
179,600	0	0	1	236,999
133,400	0	1,377,100	8,000	0
313,000	58,065	1,562,700	24,001	445,534

2　歳　入

款　　項　　目	補　正　前	補　正　額	計
12　分担金及び負担金	610,802	8,000	618,802
1　分　担　金	27,079	8,000	35,079
5　災害復旧費分担金	400	8,000	8,400
14　国庫支出金	8,820,789	313,000	9,133,789
1　国庫負担金	7,298,157	133,400	7,431,557
3　災害復旧費国庫負担金	46,000	133,400	179,400
2　国庫補助金	1,484,897	179,600	1,664,497
8　消防費国庫補助金	0	179,600	179,600
15　県支出金	4,806,543	58,065	4,864,608
1　県負担金	2,946,536	34,178	2,980,714
1　民生費県負担金	2,850,877	34,178	2,885,055
2　県補助金	1,520,317	23,887	1,544,204
2　民生費県補助金	813,344	23,887	837,231
16　財産収入	172,213	1	172,214
2　財産売払収入	58,306	1	58,307
2　物品売払収入	24,790	1	24,791
18　繰　入　金	1,011,741	400,000	1,411,741
1　基金繰入金	947,990	400,000	1,347,990
3　財政調整基金繰入金	97,200	400,000	497,200
19　繰　越　金	2,022,576	45,534	2,068,110
1　繰　越　金	2,022,576	45,534	2,068,110
1　繰　越　金	2,022,576	45,534	2,068,110
20　諸　収　入	1,668,165	16,000	1,684,165
3　貸付金元利収入	746,744	16,000	762,744
1　貸付金元利収入	84,744	16,000	100,744
21　市　　債	6,253,200	1,562,700	7,815,900
1　市　　債	6,253,200	1,562,700	7,815,900
2　民　生　債	13,600	185,600	199,200
9　災害復旧債	43,700	1,377,100	1,420,800

（単位　千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
3 農業用施設災害復旧費	8,000	市単独農業用施設災害復旧事業分担金
1 土木施設災害復旧費	133,400	道路災害復旧事業費（２／３）
1 災害対策費	179,600	災害等廃棄物処理事業費（１／２）
8 災害救助費	34,178	災害救助費繰替支弁費交付金
1 社会福祉総務費	19,200	被災者生活再建緊急支援事業費（２／３）
7 災害救助費	4,687	災害弔慰金等支給費（３／４）
1 物　　品	1	不用物品売払代金
1 財政調整基金繰入金	400,000	財政調整基金繰入金
1 繰　越　金	45,534	繰　越　金
2 社会福祉総務費	12,800	被災者生活等再建資金貸付金回収
8 農業総務費	1,600	被災者生活等再建資金貸付金回収
9 商工総務費	1,600	被災者生活等再建資金貸付金回収
3 災害援護資金貸付金	185,600	災害援護資金貸付金
2 農業用施設災害復旧債	600,600	市単独農業用施設災害復旧事業債

・諸　収　入・市　　債）

款　　項　　目	補　正　前	補　正　額	計
歳　　入　　合　　計	71,395,409	2,403,300	73,798,709

一般会計　歳入（市　　債）

（単位　千円）

節		説明	
区　分	金　額		
3 林業施設災害復旧債	64,000	市単独林業施設災害復旧事業債	
4 土木施設災害復旧債	441,600	市単独道路災害復旧事業債	359,200
		道路災害復旧事業債	66,600
		市単独河川災害復旧事業債	15,800
5 衛生施設災害復旧債	32,500	市単独衛生施設災害復旧事業債	
6 漁港災害復旧債	22,300	市単独漁港災害復旧事業債	
7 観光施設災害復旧債	10,800	市単独観光施設災害復旧事業債	
8 港湾災害復旧債	7,400	市単独港湾災害復旧事業債	
9 公園災害復旧債	22,500	市単独公園災害復旧事業債	
10 公営住宅災害復旧債	7,100	市単独公営住宅災害復旧事業債	
11 社会教育施設災害復旧債	5,000	市単独体育施設災害復旧事業債	
12 その他施設災害復旧債	163,300	市単独その他施設災害復旧事業債	

3　歳　出

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3　民　生　費	25,715,218	428,200	26,143,418	256,465	171,735
1　社会福祉費	13,984,136	190,500	14,174,636	32,000	158,500
1　社会福祉総務費	2,587,534	190,500	2,778,034	32,000 （内訳） 県支出金 19,200 諸収入 12,800	158,500
4　災害救助費	5	237,700	237,705	224,465	13,235
1　災害救助費	5	237,700	237,705	224,465 （内訳） 県支出金 38,865 地方債 185,600	13,235

（単位　千円）

節		説明		目の説明
区分	金額			
3 職員手当等	660	時間外勤務手当	600	被災者生活再建支援費
		管理職員特別勤務手当	60	30,200
7 賃金	228	臨時職員給	116	被災者生活等再建資金貸付費
		事務員給		
		一般賃金	112	160,300
		臨時事務員給		
11 需用費	471	消耗品費	211	
		印刷製本費	260	
12 役務費	107	通信運搬費	60	
		手数料	47	
13 委託料	204	電子計算業務委託料		
		貸付金償還システム委託料		
14 使用料及び賃借料	30	複写機使用料	20	
		駐車場使用料	10	
19 負担金補助及び交付金	28,800	補助金		
		被災者生活再建緊急支援事業費		
21 貸付金	160,000	被災者生活等再建資金貸付金		
1 報酬	850	嘱託員		災害救助費
3 職員手当等	12,173	特殊勤務手当	8	44,400
		時間外勤務手当	10,600	災害援護資金貸付費
		管理職員特別勤務手当	1,565	187,000
4 共済費	71	社会保険料（賃金）		災害弔慰金等支給費
7 賃金	768	臨時職員給	176	6,300
		事務員給		
		一般賃金	592	
		臨時事務員給		
11 需用費	4,259	消耗品費	3,414	
		食糧費	125	
		印刷製本費	200	
		光熱水費	520	
12 役務費	85	通信運搬費		
13 委託料	26,904	その他委託料		
		被災者住宅応急修理委託料	20,440	
		障害物除去委託料	5,146	
		災害備蓄用毛布再梱包業務委託料	1,318	

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6　農林水産業費	2,313,738	20,000	2,333,738	1,600	18,400
1　農　業　費	1,628,543	20,000	1,648,543	1,600	18,400
2　農業総務費	472,681	20,000	492,681	1,600 (内訳) 諸収入 1,600	18,400
7　商　工　費	2,092,679	20,000	2,112,679	1,600	18,400
1　商　工　費	2,092,679	20,000	2,112,679	1,600	18,400
1　商工総務費	364,385	20,000	384,385	1,600 (内訳) 諸収入 1,600	18,400
9　消　防　費	3,086,649	416,600	3,503,249	179,601	236,999
1　消　防　費	3,086,649	416,600	3,503,249	179,601	236,999
4　水　防　費	14,903	47,800	62,703	0	47,800
5　災害対策費	556,044	368,800	924,844	179,601	189,199

（単位　千円）

節		説明		目の説明
区分	金額			
14 使用料及び賃借料	740	機械器具賃借料	500	
		複写機使用料	45	
		自動車賃借料	180	
		有料道路通行料	15	
20 扶助費	6,250	災害弔慰金	5,000	
		災害見舞金	1,250	
21 貸付金	185,600	災害援護資金貸付金		
21 貸付金	20,000	被災者生活等再建資金貸付金		被災者生活等再建資金貸付費 20,000
21 貸付金	20,000	被災者生活等再建資金貸付金		被災者生活等再建資金貸付費 20,000
1 報酬	219	嘱託員		水防活動費 47,800
3 職員手当等	34,544	時間外勤務手当	29,690	
		管理職員特別勤務手当	4,854	
7 賃金	738	臨時職員給	71	
		事務員給		
		一般賃金	667	
		臨時事務員給		
11 需用費	10,170	消耗品費	10,073	
		燃料費	97	
14 使用料及び賃借料	1,171	機械器具賃借料	796	
		有料道路通行料	375	
16 原材料費	88	支給原材料		
18 備品購入費	870	事務用器具	20	
		機械工具	850	
11 需用費	2,000	消耗品費	1,000	

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				(内訳) 国庫支出金 179,600 財産収入 1	
11　災害復旧費	162,400	1,518,500	1,680,900	1,518,500	0
1　農林水産施設災害復旧費	71,500	694,900	766,400	694,900	0
2　農業用施設災害復旧費	33,000	608,600	641,600	608,600 (内訳) 地方債 600,600 分担金 8,000	0
3　林業施設災害復旧費	35,000	64,000	99,000	64,000 (内訳) 地方債 64,000	0
4　漁港災害復旧費	500	22,300	22,800	22,300 (内訳) 地方債 22,300	0
2　土木施設災害復旧費	90,900	612,000	702,900	612,000	0
1　土木施設災害復旧費	90,400	575,000	665,400	575,000 (内訳) 国庫支出金 133,400 地方債 441,600	0
2　港湾災害復旧費	500	7,400	7,900	7,400 (内訳) 地方債 7,400	0
3　公園災害復旧費	0	22,500	22,500	22,500	0

（単位　千円）

節		説明		目の説明
区分	金額			
		燃料費	1,000	災害対策費
12 役務費	1,000	手数料		368,800
13 委託料	365,800	その他委託料		
		災害廃棄物処理等委託料	361,900	
		分析調査委託料	3,900	
11 需用費	80,000	維持修繕料		市単独農業用施設災害復旧
13 委託料	528,600	その他委託料		事業費
		測量委託料	130,000	608,600
		土砂撤去等委託料	398,600	
11 需用費	24,000	維持修繕料		市単独林業施設災害復旧事
13 委託料	40,000	その他委託料		業費
		林道補修委託料		64,000
13 委託料	7,300	その他委託料		市単独漁港災害復旧事業費
		土砂撤去等委託料		22,300
15 工事請負費	15,000	漁港災害復旧工事		
13 委託料	375,000	その他委託料		市単独道路災害復旧事業費
		測量設計委託料	93,000	267,700
		土砂撤去等委託料	282,000	市単独河川災害復旧事業費
15 工事請負費	200,000	道路災害復旧工事		15,800
				道路災害復旧事業費
				291,500
13 委託料	7,400	その他委託料		市単独港湾災害復旧事業費
		土砂撤去等委託料		7,400

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				(内訳) 地方債 22,500	
4　公営住宅災害復旧費	0	7,100	7,100	7,100 (内訳) 地方債 7,100	0
3　厚生労働施設災害復旧費	0	32,500	32,500	32,500	0
1　衛生施設災害復旧費	0	32,500	32,500	32,500 (内訳) 地方債 32,500	0
4　教育施設災害復旧費	0	5,000	5,000	5,000	0
1　社会教育施設災害復旧費	0	5,000	5,000	5,000 (内訳) 地方債 5,000	0
5　その他の災害復旧費	0	174,100	174,100	174,100	0
1　観光施設災害復旧費	0	10,800	10,800	10,800 (内訳) 地方債 10,800	0
2　その他施設災害復旧費	0	163,300	163,300	163,300 (内訳) 地方債 163,300	0
歳　出　合　計	71,395,409	2,403,300	73,798,709	1,957,766	445,534

一般会計　歳出　（ 災害復旧費 ）

（単位　千円）

節		説　　明	目の説明
区　分	金　額		
13 委　託　料	22,500	その他委託料 土砂撤去等委託料	市単独公園災害復旧事業費 22,500
13 委　託　料	7,100	その他委託料 土砂撤去等委託料	市単独公営住宅災害復旧事業費 7,100
13 委　託　料	20,500	その他委託料 測量委託料　2,500 土砂撤去等委託料　18,000	市単独墓地災害復旧事業費 18,500 市単独衛生施設災害復旧事業費 14,000
15 工事請負費	12,000	墓地災害復旧工事	
13 委　託　料	5,000	その他委託料 測量設計委託料	市単独体育施設災害復旧事業費 5,000
13 委　託　料	10,800	その他委託料 土砂撤去等委託料　7,800 測量設計委託料　3,000	市単独観光施設災害復旧事業費 10,800
13 委　託　料	163,300	その他委託料 土砂撤去等委託料	市単独その他施設災害復旧事業費 163,300

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

（単位　人・千円）

区分		職員数	給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	長等	4	－	35,112	11,664	46,776	7,272	54,048	
	議員	32	190,495	－	62,862	253,357	72,294	325,651	
	その他	4,606	840,957	－	－	840,957	－	840,957	
	計	4,642	1,031,452	35,112	74,526	1,141,090	79,566	1,220,656	
補正前	長等	4	－	35,112	11,664	46,776	7,272	54,048	
	議員	32	190,495	－	62,862	253,357	72,294	325,651	
	その他	4,606	839,888	－	－	839,888	－	839,888	
	計	4,642	1,030,383	35,112	74,526	1,140,021	79,566	1,219,587	
比較	長等	0	－	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	－	0	0	0	0	
	その他	0	1,069	－	－	1,069	－	1,069	
	計	0	1,069	0	0	1,069	0	1,069	

職員手当は通勤手当（長等）及び期末手当（年間支給率 3.3月分）

2　一　般　職

（1）　総　括

（単位　人・千円）

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,236	－	4,614,978	3,744,597	8,359,575	1,573,555	9,933,130	
補正前	1,236	－	4,614,978	3,697,220	8,312,198	1,573,555	9,885,753	
比較	0	－	0	47,377	47,377	0	47,377	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当
	補正後	184,790	630	74,648	101,615	12,597	361,512	1,020
	補正前	184,790	630	74,648	101,615	12,589	320,622	1,020
	比較	0	0	0	0	8	40,890	0
	区分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	14,140	176,687	1,095,749	731,137	598	909,502	79,972
	補正前	7,661	176,687	1,095,749	731,137	598	909,502	79,972
	比較	6,479	0	0	0	0	0	0

（2）　給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位　千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
給料	－	給与改定に伴う増減分	－			
		昇給に伴う増加分	－			
		その他の増減分	－			
職員手当	47,377	制度改正に伴う増減分	－			
		その他の増減分	47,377	職員数の変動に伴う増減分	－	
				人事異動に伴う増減分	－	
				その他の増減分	47,377	
				特殊勤務手当	8	
				時間外勤務手当	40,890	
				管理職特別勤務手当	6,479	

補正予算にかかる債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追　加

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出（見込）額	
		期　間	金　額
平成30年7月豪雨災害援護資金貸付金利子補給金	平成30年７月豪雨により災害援護資金の貸付けを受ける者が負担すべき利子に相当する額	平成　年度平成　年度 —	—
平成30年7月豪雨生活福祉資金貸付金利子補給金	平成30年７月豪雨により生活福祉資金の貸付けを受ける者が負担すべき利子に相当する額	—	—

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国（県）支出金	地方債	その他	
平成　年度 平成　年度 30 ～ 41	限度額に同じ	$\frac{1}{2}$			$\frac{1}{2}$
30 ～ 38	限度額に同じ	$\frac{1}{2}$			$\frac{1}{2}$

補正予算にかかる地方債の前前年度末における現在高並びに
前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　分	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額			当該年度末現在高見込額		
	補正前の額	補　正　額	計	補正前の額	補　正　額	計
2　災害復旧債	43,700	1,377,100	1,420,800	334,480	1,377,100	1,711,580
(1) 農林水産業	23,000	686,900	709,900	196,453	686,900	883,353
(2) 土　　木	20,700	478,600	499,300	133,727	478,600	612,327
(3) そ　の　他	—	174,100	174,100	4,300	174,100	178,400
(4) 厚生労働	—	32,500	32,500	—	32,500	32,500
(5) 教　　育	—	5,000	5,000	—	5,000	5,000
3　そ　の　他	2,580,000	185,600	2,765,600	30,995,756	185,600	31,181,356
(4) 災害援護資金貸付金	—	185,600	185,600	—	185,600	185,600
合　　計	6,253,200	1,562,700	7,815,900	81,204,152	1,562,700	82,766,852

議会第４回報告第７号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・今治市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第17号

今治市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例措置
に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年６月13日

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

地域再生法（平成17年法律第24号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例措置に関する条例（平成28年今治市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第１条中「同法第５条第４項第４号」を「同法第５条第４項第５号」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市地方活力向上地域における固定資産税の税率の
特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第１条　この条例は、本市における雇用機会の創出、地域経済の活性化及び地域活力の再生を推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第７条第１項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第５条第４項第５号に規定する地方活力向上地域内において、同法第17条の２第４項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って設置される施設に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第２項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号。以下「市税条例」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、本市における雇用機会の創出、地域経済の活性化及び地域活力の再生を推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第７条第１項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第５条第４項第４号に規定する地方活力向上地域内において、同法第17条の２第４項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画　に従って設置される施設に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第６条第２項の規定により、今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号。以下「市税条例」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

専決第18号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年７月４日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年４月16日午後２時10分頃、本市中央消防署職員が運転する救急自動車が、赤色灯を点滅し、サイレンを吹鳴しながら県道38号線を直進し、交差点（今治市北高下町870番地１先）に進入したところ、左側から同交差点に進入してきた相手方所有の軽四乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。

３　損害賠償額　　支払額　82,685円
受取額　390,400円

専決第19号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年７月20日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年６月２日午前９時頃、市道須ノ頭線（今治市伯方町木浦甲508番地３先）の道路脇に普通貨物自動車が停車したところ、同市道路肩の石積みが崩れ、相手方所有の家屋の壁を破損した。

３　損害賠償額　　支払額　20,520円

専決第20号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年７月30日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年７月７日午前９時50分頃、市道宮窪大川上線（今治市宮窪町宮窪4141番地４先）において、相手方所有の原動機付自転車が走行中、同市道の一部が陥没して生じた穴に落下し、同車両及び相手方の所持品が破損した。

３　損害賠償額　　支払額　324,076円

専決第22号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年８月７日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年５月９日午後０時52分頃、本市朝倉支所住民サービス課職員が運転する市有軽四貨物自動車が、市道衣黒団地内７号線を直進し、市道衣黒団地内４号線との交差点（今治市大西町宮脇甲73番地１）に進入したところ、右側から同交差点に進入してきた相手方所有の普通乗用自動車と接触し、双方の車両が破損した。

３　損害賠償額　　支払額　28,960円
受取額　54,998円

専決第23号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年８月８日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年４月22日午前11時16分頃、今治市立日高小学校運動場において、住民運動会の綱引き競技中に使用していた綱が切れ、転倒した相手方が負傷した。

３　損害賠償額　　支払額　42,420円

専決第24号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年８月８日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年４月22日午前11時16分頃、今治市立日高小学校運動場において、住民運動会の綱引き競技中に使用していた綱が切れ、転倒した相手方が負傷した。

３　損害賠償額　　支払額　233,780円

議会第４回報告第８号

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、平成29年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

平成30年９月４日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　公営企業資金不足比率　　（単位　％）

特別会計の名称	平成29年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	― （資金不足なし）	20.0
今治市工業用水道事業会計	― （資金不足なし）	
今治市公共下水道事業会計	― （資金不足なし）	

２　提出書類

平成29年度　今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参　照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。